

工業用水道の被災時における給水対策について

1 目的

南海トラフ巨大地震等の大規模災害発災により、吉野川北岸工業用水道が被災した場合の、本格復旧するまでのユーザー企業に対する、継続した工業用水の給水を可能とする対策を行う。

2 内容

(1) 想定される被害

取水口がある旧吉野川の塩水化等

(2) 取水地点の変更

吉野川柿原堰及び第十堰上流の国営取水口

(3) 給水方法

国営吉野川下流域農地防災事業幹線管路を利用し、農水管と隣接する工水管路をポンプ設備で接続し、ユーザー企業へ直接給水、あるいは農業用水路を使用し、浄水場へ送水。

(4) 水利許可

国土交通省からの災害発生による規制緩和措置により、速やかに緊急取水に係る申請を行い、許可を取得。

(5) 協定書等の締結

- ・施設利用に係る協定書：中国四国農政局四国東部農地防災事務所
：松茂町
- ・施設管理に係る覚書：吉野川下流域土地改良区

3 今後のスケジュール

平成31年 3月 協定書・覚書の締結

31,32年度 農地防災事業、企業局事業で接続部設計及び工事

33年 4月 運用開始

工業用水道の被災時における給水対策

